

平成29年9月1日

第82回 神戸市個人情報保護審議会

資源ごみ持ち去り行為等の録画について

(環境局)



神環事業第 637 号  
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

資源ごみ持ち去り行為等の録画について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：環境局事業部業務課

## 資源ごみ持ち去り行為等の録画について

(条例7条「収集の制限」に関して)

### 【収集する情報】(第7条関係)

主として、次の情報の収集を行う。

1. 撮影日時
2. 資源ごみ持ち去り行為者の車両、人物の画像、音声等

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

3. 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声等

## 資源ごみ持ち去り行為等の録画について

### 1. 録画の趣旨及び目的

神戸市では「神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき資源ごみ持ち去り者の取り締まりを行っている。

「持ち去り」は市民との信頼関係のもと、協働で進めているごみの減量や、リサイクルの推進に大きな影響を及ぼし、クリーンステーションの散らかしや、騒音などに関する苦情も多数寄せられていた。このような「持ち去り行為等」を禁止するために、条例を改正し平成26年10月から施行した。

また、平成28年7月、勧告・公表の規定を追加した。

持ち去りを発見した場合、まず口頭注意を行うが、持ち去りが続くようであれば、勧告書等の文書の交付や公表等を行い、最終的には告発し、20万円以下の罰金が科せられることになる。

現在、条例に基づき適切に勧告・公表を行っていくために持ち去り行為等の現認及び確認のため写真撮影を行っているが、取り締まりを厳しくするにつれ、写真を撮影することが難しくなっているため、ビデオカメラにより持ち去り行為等の確認ができる画像等の撮影を行う。

### 2. ビデオカメラによる録画の概要

#### (1) 録画する条件

ごみステーションから資源ごみを持ち去り車両に積み込む様子をパトロール車から撮影する等、資源ごみ持ち去り行為等が行われる場合のみ撮影（資源ごみ持ち去り行為等の疑いがあると認める場合を含む。）する。

### 3. 録画の効果

(1) 職員が作成した記録内容の正確さに疑義が生じた場合に、画像データで確認することができる。

(2) 資源ごみ持ち去り者を告発する場合等に画像データを証拠資料とすることができる。

### 4. 個人情報保護措置

個人情報の保護及び電子データの保護については、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」を遵守する

とともに、別途「神戸市環境局資源ごみ持ち去り行為等の取締りにおけるビデオカメラ運用基準」を策定し、次のとおり厳格に運用する。

(1) 取り扱い方法

画像データの確認は、環境局業務課内にあるパソコンのうちいずれか1台にて行う。なお、パソコンはパスワードを設定し、特定の職員しか扱えないものとする。

(2) 画像等の取り扱い

資源ごみ持ち去り行為等が確認されなかった場合は、すみやかに画像データを消去する。資源ごみ持ち去り行為等が確認された場合は、DVD-R等の記録媒体に保存する。データ等を保存したDVD-R等は、施錠可能な保管庫で管理する。また、画像データはパソコンのハードディスクには保存しない。

(3) 外部提供の制限

- ① 画像データは、本人の同意によるものの他、刑事訴訟法等、法令に定めがある場合に限り、外部に閲覧・貸与・複写提供することができる。
- ② 前項の規定による閲覧等を行った場合は、閲覧等を行った相手方の名称、期日、その理由、撮影映像の内容等を記載した記録書を作成し、保存する。

## 神戸市環境局資源ごみ持ち去り行為等の取締りにおける

### ビデオカメラ運用基準（案）

（目的）

**第 1 条** この運用基準は、神戸市環境局の資源ごみ持ち去り行為等の取締りにおけるビデオカメラによる撮影並びにこれにより記録された画像の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、ビデオカメラ及びデータを適正に運用し、適切な事務処理、個人情報の保護を図るものとする。

（定義）

**第 2 条** この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ビデオカメラ：資源ごみ持ち去り行為等の画像及び音声等を記録する装置をいう。
- (2) データ： ビデオカメラが収集した画像及び音声等をいう。
- (3) 統括管理責任者： ビデオカメラ及びデータを統括管理する者をいう。
- (4) 管理責任者： ビデオカメラ及びデータを管理する者をいう。
- (5) 操作担当者： ビデオカメラ及びデータを操作する者をいう。

（ビデオカメラの録画する条件）

**第 3 条** 資源ごみ持ち去り行為等が行われる場合のみ撮影（資源ごみ持ち去り行為等の疑いがあると認める場合を含む。）。

（統括管理責任者及び管理責任者の責務）

**第 4 条** 統括管理責任者を事業部長とする。

- 2 管理責任者を、総務課長及び排出指導・事業調整担当課長とする。
- 3 統括管理責任者及び管理責任者は、操作担当者にこの基準を遵守させなければならない。

（操作担当者の責務）

**第 5 条** 操作担当者は、総務課総務係長、業務課業務第 2 係長が指定する各所属の職員とする。

- 2 操作担当者は、この基準に基づき、ビデオカメラ及びデータの適正な運用を図らなければならない。

（データの取り扱い）

**第6条** データは、ビデオカメラに内蔵したハードディスクに記録する。

- 2 画像データの確認は、環境局業務課内にあるパソコンのうちいずれか1台にて行う。なお、パソコンはパスワードを設定し、特定の職員しか扱えないものとする。
- 3 資源ごみ持ち去り行為等が確認されなかった場合は、すみやかに画像データを消去する。資源ごみ持ち去り行為等が確認された場合は、DVD-R等の記録媒体に保存する。データ等を保存したDVD-R等は、施錠可能な保管庫で管理する。また、画像データはパソコンのハードディスクには保存しない。
- 4 DVD-R等の保存期間は原則5年間とする。保存期間を経過したDVD-R等の廃棄は、データが漏洩流失しないよう破碎等の方法により確実に行う。

(データの利用及び提供等の制限)

**第7条** 画像データは、本人の同意によるものの他、刑事訴訟法等、法令に定めがある場合に限って、外部に閲覧・貸与・複写提供することができる。

- 2 前項の規定による閲覧等を行った場合は、閲覧等を行った相手方の名称、期日、その理由、撮影映像の内容等を記載した記録書を作成し、保存する。

(内部監査)

**第8条** データに含まれる個人情報の取扱いの適正を期するため、統括管理責任者は、必要に応じて管理責任者に対し、監査を行うことができる。

(委任)

**第9条** この基準に定めるもののほか、ビデオカメラの管理及びデータの取り扱いに関し必要な事項は統括管理責任者が定める。

附 則

この基準は、平成29年 月 日から施行する。



○神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例(家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止)

(市の基本的責務)

第 3 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に際しては、廃棄物の発生の抑制及び再利用等の促進により、廃棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに環境の美化について、市民の意見を施策に反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者の廃棄物に関する意識の啓発に努めなければならない。

5 市は、環境の美化を推進するため必要な施策を策定し、これを実施するとともに、環境美化の推進に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

6 市は、法、この条例その他の関係法令等に基づく権限を的確に行使するとともに、廃棄物の不適正な処理を防止するため、市民、警察その他の関係機関等と連携した監視体制の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 10 条の 2 の 2 市が行う収集の際に前条の規定に基づき排出された家庭系一般廃棄物(飲料又は食品を収納していた缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他の規則で定めるものに限る。)については、次に掲げる者以外の者は、これを収集し、又は運搬してはならない。

(1) 市(市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)

(2) 前号に掲げる者のほか、特に収集又は運搬を認める必要があるものとして市長が定める者

(勧告)

第 10 条の 2 の 3 市長は、前条各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、その者に対して、その行為の中止又は是正その他必要な措置を行うよう勧告をすることができる。

(公表)

第 10 条の 2 の 4 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(命令)

第 10 条の 2 の 5 市長は、第 10 条の 2 の 2 各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。

第 57 条 第 10 条の 2 の 5 の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。



### ○神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則

(収集又は運搬が禁止される家庭系一般廃棄物)

第3条の2 条例第10条の2の2第1項に規定する規則で定める家庭系一般廃棄物は、次に掲げる物とする。

- (1) 飲料又は食品を収納していた缶、瓶及びポリエチレンテレフタレート製ボトル
- (2) 電気掃除機、電子レンジ、ステレオその他の家庭用電気製品(一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具をいう。)
- (3) たんす、食器棚、机、椅子その他の家具類
- (4) 自転車、鍋、ストーブその他の金属を使用した製品(前3号に掲げるものに該当するものを除く。)

(公表)

第3条の3 条例第10条の2の4の規定に基づく公表は、次に掲げる事項を公表することによって行うものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 違反した者の住所及び氏名
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反の内容
- (4) 違反した者が使用した車両の自動車登録番号又は車両番号
- (5) 違反した者が使用した車両の自動車検査証に記載された所有者又は使用者の住所及び氏名又は名称

(家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止に係る命令の手続)

第3条の4 市長は、条例第10条の2の5の規定により命令を行おうとする場合において、神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)第12条第1項第2号の規定により弁明の機会を付与しようとするときは、当該処分の名宛人となるべき者に対し様式第1号による収集・運搬に関する警告書兼弁明通知書を交付することにより行うものとする。

2 市長は、条例第10条の2の5の規定により命令を行おうとする場合は、当該処分の名宛人に対し様式第1号の2による収集・運搬の禁止に関する遵守命令書を交付することにより行うものとする。